

みんなでききる相談センター（自立生活援助）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人みんなでききるが設置するみんなでききる相談センター（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われることにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて自立生活援助計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定自立生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立生活援助を提供する。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3 前2項のほか、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 みんなでききる相談センター
- （2）所在地 新潟県上越市石橋2丁目3番29号 ぱれっと1階

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1人
従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係

法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1人以上

自立生活援助計画の作成に関する事務を行うほか、利用申込者の心身の状況、他の指定障害福祉サービス等の利用状況等、利用者の置かれている環境に照らし、地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うとともに、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 地域生活支援員 1人以上

自立生活援助計画に基づき、指定自立生活援助の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日まで

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定自立生活援助の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定自立生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 自立生活援助計画の作成

(2) おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問し、当該利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な相談等の支援及び環境調整（情報提供、助言、相談、同行による支援、指定障害福祉サービス事業者等や医療機関・地域住民等との連絡調整）を行う。

(3) 利用者から相談又は要請があった場合は速やかに電話又は訪問により状況把握を行い、家族、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を講ずる。

(4) 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、利用者と常時の連絡体制を確保する。

(支給決定障害者から受領する費用の額等)

第7条 指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立生活援助に係る利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号））の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて指定自立生活援助を提供した場合は、それに要した交通費の実費を支給決定障害者等から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は1km当たり37円とする。
- 4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。
- 5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、上越市の全域とする。

（事業の主たる対象とする障害の種類）

第9条 事業所において指定自立生活援助を提供する主たる対象者は限定しない

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- （1）虐待の防止に関する責任者の選定
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

（秘密保持等）

第11条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(苦情解決)

第 12 条 提供した指定自立生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

3 利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定自立生活援助を提供した日から 5 年以上保存する。

4 事業所は地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

(2) 緊急時の受け入れ・対応

(3) 体験の機会・場

(4) 専門的人材の確保・要請

(5) 地域の体制づくり

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。